

新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果について（第1回）

<目次>

- 1．はじめに
- 2．生物多様性の危機への対応
- 3．施策の基本的方向に関する点検結果
 - （1）保全の強化
 - （2）自然再生
 - （3）持続可能な利用
- 4．主要テーマ別の取扱方針に関する点検結果
 - （1）重要地域の保全と生態的ネットワークの形成
 - （2）里地里山の保全と持続可能な利用
 - （3）湿原・干潟等湿地の保全
 - （4）自然の再生・修復
 - （5）野生生物の保護管理
 - （6）自然環境データの整備
 - （7）効果的保全のための様々な手法の活用と環境アセスメントの充実
 - （8）国際的取組
- 5．具体的施策の展開に関する点検結果（個票）
- 6．まとめ

< 本編 >

1 . はじめに

新・生物多様性国家戦略（以下「新国家戦略」という。）は、「自然と共生する社会」を政府全体として実現することを目的に、自然環境とこれらに関する施策等の全般を論じるとともに、保全だけでなく、広範な分野、領域における持続可能な利用の観点も重視した、自然の保全と再生のトータルプランとして策定されています。また、計画期間中に実施すべき政策については可能な限り、明示的に述べ、実践的な行動計画としての性格を併せ持っています。

このため、新国家戦略においては、「生物の多様性を、地域の空間特性に応じて適切に保全すること」、「種に絶滅のおそれが生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図ること」、「生物多様性の減少をもたらさない持続可能な方法により国土の利用や自然資源の利用を行うこと」の3つを目標に掲げ、これを実施するため「保全の強化」、「自然再生」、「持続可能な利用」を施策の3つの方向として示し、さらにこれらを実現するための具体的施策の展開について定めています。

新国家戦略の点検は、この3つの施策の方向及び具体的施策の展開の実施状況について、新国家戦略に示された視点などを踏まえ、関係省庁が自主的な点検を行い、関係省庁連絡会議がこれを取りまとめたものです。

点検にあたっては、関係省庁がばらばらにこれを行うのではなく、点検の方法について統一を図ること、さらに、新国家戦略において数値等定量的に定めたものについては、できるだけ毎年その変化をフォローアップするなどの取り決めを関係省庁連絡会議で行った上で実施しています。

なお、今回の点検は、平成14年3月27日の新国家戦略の策定からこれまでの施策を対象としています。

2 . 生物多様性の危機への対応

新国家戦略では、我が国の生物多様性の現状を踏まえた危機の構造を、3つの原因、結果から以下のように大別しています。

人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小、消失

生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小撤退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化

近年問題が顕在化ようになった移入種等による生態系の攪乱

これを、「第1の危機」、「第2の危機」、「第3の危機」として、それぞれ原因と対応を記述しています。

「第1の危機」への対応

新国家戦略では、人間活動に伴う負の影響要因が招く危機について述べています。人間活動に伴う影響からの保全を強化するため、自然公園法を改正し、生物多様性の確保を国等の責務として位置づけるとともに、指定動物の捕獲規制、立入り規制地区制度、利用調整地区制度等を新たに導入しています。この他、藤前干潟、宮島沼を新たに国設鳥獣保護区に指定するなど、保護地域の拡大も図られています。

また、従来より、事業等に伴う生物多様性への影響を回避・低減することが大きな課題でしたが、さらに回避・低減にとどまらず「過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的」とした自然再生推進法が平成14年12月に制定されています。このことは、自然環境に対する影響に配慮するだけでなく、より積極的に自然環境の保全・再生に取り組むことをより明確にしたものです。現在、関係省においても、自然再生を行うための予算制度が整備されており、かつ、連携した取り組みも進められつつあります。このような取り組みを進めるため、数値目標を定めることも行われるようになっており、国土交通省では、失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟について平成19年度までに約3割を再生するという具体的な目標を設定し、これに取り組んでいます。

このような取り組みにおいても、例えば流域全体を視野に入れ施策の検討を行っている釧路湿原に見られるように、人間活動の影響を地先レベルだけでとらえるのではなく、流域単位や地域単位など、広域でとらえるようになってきています。

このように、平成15年は、法的な枠組み等が整備され、自然の再生に本格的に取り組み始めた「自然再生元年」といえます。

自然再生や生物多様性への影響等を回避・低減するためには、生態系の劣化等を的確に捉えることが必要です。昭和47年度から開始されている自然環境保全基礎調査に加え、平成15年度から環境省が開始するモニタリングサイト1000や国土交通省が平成2年度より約20,000箇所では生物種の確認を行っている河川水辺の国勢調査、林野庁が平成11年度より約15,700箇所の固定プロットで森林の状況を把握するために実施している森林資源モニタリング調査、農林水産省と環境省が平成13年度から連携して約3,600箇所では魚類等の調査を行っている田んぼの生きもの調査が行われるようになってきており、生物多様性の現状について把握への取り組みが進められています。今後、これらの調査について一層の連携が求められています。

「第2の危機」への対応

人為の働きかけによって維持されてきた二次林、二次草原や、自然に対し営為を加え形成されてきた農地等で形成される里地里山の二次的な自然環境は、自然に対する人為の働きかけが縮小撤退することによって変質し、生物多様性保全上の問題が生じてきています。

このような中、環境保全活動への国民の参加意識の向上を受け、NPO等地域の多様な主体の参加により、里地里山の自然環境の維持管理を図っていかうとする枠組みが整備されてきています。農村地域においては、適切な維持管理のもとに成り立った二次的自然の保全や回復を図るため、農業農村整備事業の実施にあたり、自然環境の調和に十分配慮することとしています。都市域においては、緑地保全地区制度、市民緑地制度などの活用により、地方公共団体や市民等の多様な主体による里地里山等の保全や維持管理が実施されています。平成14年度の自然公園法改正により、国、地方公共団体、NPO等と土地所有者が管理協定を締結し、自然公園内の里地里山等を当該土地所有者に代わり管理を行うことができる風景地保護協定制度が創設されました。また、平成14年度には、森林のもつ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林施業を実施する上で不可欠な地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金の交付も開始され、多様で健全な森林整備が進められるなど農林業分野での取り組みも進められています。

里地里山地域は、国土面積の約4割を占めると言われています。対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築等をより一層図っていくことが求められています。

「第3の危機」への対応

移入種による生態系の攪乱については、奄美大島など早急に対応が求められる地域を対象に、マングース等の駆除を引き続き実施するとともに、移入種対策に必要な措置についての検討が中央環境審議会に諮問され、必要な法制度の整備を目指した検討が進められています。また、ペット等飼養動物に起因する移入種問題についても、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」が定められるなどの取り組みが行われています。

また、影響について未知の点の多い化学物質の生態系影響のおそれに対しては、化学物質審査規制法を改正し、動植物への毒性を化学物質の審査項目としたほか、農薬取締法の登録保留基準を改正し、水産動植物への被害防止に係るリスク管理を大幅に強化しました。

さらに、遺伝子組換え生物の安全な利用、取扱に関する国際的枠組みである「生物の多様性に関する条約のバイオセイフティーに関するカルタヘナ議定書」の国内担保法である遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）が平成15年6月に成立、公布されています。遺伝子組換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法の的確な運用が求められています。

3. 施策の基本的方向に関する点検結果

新国家戦略では、第2部第2章第1節において、生物多様性のもたらす恵

みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された「自然と共生する社会」を構築するための目標として次の3点を掲げています。

長い歴史の中で育まれた地域に固有の動植物や生態系などの生物多様性を、地域の空間特性に応じて適切に保全すること。

特にわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれがないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図ること。

将来世代のニーズにも応えられるよう、生物多様性の減少をもたらさない持続可能な方法により、国土の利用や自然資源の利用を行うこと。

そして、これらの目標達成のためには、原生自然や希少種など限定的な自然の保護という考え方から、国土及び社会全体を対象にして生物多様性の保全と持続可能な利用を図るという考え方に拡大していく必要があり、こうした観点から、今後重点化すべき施策の方向として、保全の強化、自然再生、持続可能な利用の3点を掲げています。この3つの施策の方向について、平成14年度以降における主要な施策の実施状況は次のとおりとなっています。

(1) 保全の強化

わが国の国土面積の約14%を指定している自然公園制度において野生生物の保護及びそれらの生息環境の保全など生物多様性保全の視点を取り入れるため、自然公園法を改正し、生物の多様性の確保を国等の責務として位置づけるとともに、国立公園及び国定公園の特別地域における指定動物の捕獲規制を導入しました。また、すぐれた自然の風景地を保護するため、立入り規制地区制度、利用調整地区制度等を新たに導入しました。生物多様性保全の観点から実効性を持たせるため、早期に検討を行い、これらの動物や地区を指定していくことが重要です。

湿地の保全に関しては、渡り鳥等の生息地として重要な藤前干潟、宮島沼を国設鳥獣保護区として指定するなど保護地域化を図るとともに、自然環境保全基礎調査において干潟や藻場などを対象とする浅海域生態系調査等を開始しました。保全が必要な湿地のうち保護地域内に位置するものについては、より効果の高い保護対策を講じるとともに、保護地域化が必要な湿地については保護地域の指定を進めるなどの保全の強化が必要です。

種の絶滅回避については、絶滅のおそれのある野生生物のうち、スイゲンゼニタナゴ等5種を国内希少野生動植物に指定するとともに、生息地等保護区の指定、保護増殖事業計画の新たな策定に向けた作業を行っています。これらの施策に加え、レッドリストの見直しなどを推進するとともに、絶滅を未然に回避する予防措置を展開することが必要です。

また、平成14年7月には、鳥獣保護法を改正し、生態系の攪乱など悪影響がある捕獲個体の放置を規制するとともに、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止を行いました。

移入種対策については、奄美大島など早急に対応が求められる地域を対象に

マングース等の駆除を引き続き行うとともに、中央環境審議会に諮問し、新たに移入種対策を行うための必要な法制度の検討を進めています。

保全を強化するための様々な施策が整備されつつあり、今後、これらの施策が有機的な連携を持ちながら、運営される必要があります。

(2) 自然再生

平成13年度より、関係省庁が連携して、釧路湿原における自然再生事業が開始されました。直線化された河川の再蛇行化や農地化された湿原の再生などを内容とする事業を実施するため、行政機関だけでなく、専門家、地域のNPO等、住民など地域の多様な主体の参画を得て、科学的な検証と合意形成を行いつつ進めているところです。この他にも、各地で干潟や湿地の再生を目的とする事業を実施するとともに、自然再生の実施に向けた調査や検討も進められています。

一方、制度面でも大きな進展がありました。平成14年度には、自然再生の理念と手続を定めた自然再生推進法が制定され、平成15年1月から施行されました。地域の多様な主体の参加により自然再生事業を進めていくことを明らかにしたのがポイントです。また、平成15年4月1日には、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針として自然再生基本方針が閣議決定されています。

また、同法では、環境省、農林水産省、国土交通省及びその他関係省庁の職員をもって構成する自然再生推進会議を設けることとされており、同会議において自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進するための連絡調整を行うこととなっています。

今後、自然再生推進法の枠組みの活用を図り、関係省庁が連携し、地域の多様な主体の参加を得つつ、自然再生をより一層進めていく必要があります。

(3) 持続可能な利用

生物多様性の保全に配慮した持続可能な利用を進めるには、社会経済が営まれる各段階、各局面において環境配慮を織り込んでいく必要があります。環境影響評価の実施は、その有効な手段の一つであり、環境影響の予測手法や影響の回避・低減・代償措置を含む環境保全措置（ミティゲーション）のための技術的・制度的手法の向上に関し、技術検討を実施しました。社会資本整備の段階においても、例えば、農業農村整備事業の分野では、土地改良法の改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられ、地域自らが将来の望ましい農村環境の姿を展望した「田園環境整備マスタープラン」を作成し、これに基づき生態系等の環境に配慮して農業農村整備事業を実施しています。

今後、社会経済活動における環境配慮を徹底するための様々な手法についてさらに検討を進め、実効性を確保する必要があります。

4 . 主要テーマ別の取扱方針に関する点検結果

新国家戦略では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、特記すべき主要な個別テーマについて、第3部第1章で示された 保全の強化、 自然再生、 持続可能な利用の3つの基本的方向を踏まえつつ、施策の取扱方針を示しています。これらのテーマ毎に示された施策の取扱方針は、この新国家戦略の計画期間中に、実効性のある具体的施策が展開されるように示されたものです。

これらの各テーマ毎の施策の取扱方針、取り組み状況及び今後の課題は次のとおりです。

(1) 重要地域の保全と生態的ネットワークの形成

【取扱方針】

(重要地域の保全)

既存の保護地域制度を生物多様性の視点から捉え直し、保護地域制度がより効果的に機能するよう必要な取り組みを進めることを通じて保全を強化する。

国立公園等の自然公園については、その立地特性に応じて、従来の風景保護の視点に加え、生態系、特に動物保護の視点を制度上位置づけ、国土における生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての役割をより積極的に担っていく。

自然公園との連携も考慮しつつ、国指定鳥獣保護区の指定を進め、中核的な生息域を確保していく。

関係省庁の多様な保護地域制度を活用して、全国規模から地域規模まで様々な段階における重要な生態系や生息・生育地の保護地域化と保護管理の充実を進める。

地方公共団体による保護地域の指定や保護管理の充実に向けた支援に務める。

自然環境保全基礎調査等の成果を活用しながら、生物多様性保全上重要な地域を特定する作業を進めるとともに、それらと現状の保護地域との重複関係等を分析し、保護地域の指定や保護管理の充実に活かしていく。

保護地域化に加え、生態系の視点から周辺地域も含め、開発、土地利用における環境配慮の徹底や自然の再生・修復を図るなど、各種手法によって重要地域の保全を強化する。

(生態的ネットワークの形成)

十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態的ネットワ

ークを形成していく。

自然環境基盤のポテンシャルを活かしながら、国土の空間特性に応じた生態系の改善、回復を進める中で、地域固有の生物相を支えうる質の高い生態的ネットワークの形成を進める。

生態的ネットワークの形成にあたっては、国土の空間要素となる森林、農地、河川、道路、公園緑地、海岸、港湾、漁港等における関係省庁の取り組みを総合的に進めることにより、奥山、里地里山、都市の生息・生育空間が、道路、河川、海岸等の縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連携された状態を作り出していくことが大切です。

関係省庁、地方公共団体等の多様な主体の連携によるモデル的取り組みの実施とその効果の検証などを通じて、わが国における生態的ネットワークの計画手法や実現手法の開発を進め、国土、地方圏、都道府県、市町村など様々な空間レベルにおける計画策定や効果的な事業実施に対応できるようにしていく。

【取り組みの状況】

（重要地域の保全）

自然公園の有する生物多様性保全の屋台骨としての役割をより積極的に果たすため、平成14年4月の自然公園法改正により、生物多様性の確保を国等の責務として位置づけるとともに、特別地域における指定動物の捕獲規制、立入り規制地区制度、利用調整地区制度等を新たに導入しました。平成15年度以降、早期に検討を行い、指定動物、立入り規制地区、利用調整地区などの指定を図っていく予定です。

保護地域化の推進の観点では、自然公園において平成14年度中に7つの国立公園と3つの国定公園で公園区域の見直しを行い、合計で1,111ヘクタールを公園区域に編入しました。また、特に原生的な自然環境の保護を行うため厳しい規制を行う特別保護地区として西表国立公園で新たに1,786ヘクタールを指定するなど計2公園で1,824ヘクタールを指定しました。この他にも、都道府県知事が指定し、管理を行う都道府県立自然公園についても計1,902ヘクタールが新たに公園区域に編入されており、これらにより、国土面積に対する自然公園の面積の割合も14.18%から14.20%に上昇しました。

国設鳥獣保護区については、藤前干潟、宮島沼の2箇所を国設鳥獣保護区として新規に指定しました。これにより811ヘクタール増え、国設鳥獣保護区は合計で56地区、494,858ヘクタールとなっています。

林野庁では、国有林野事業において、原生的な森林生態系や優れた自然環境を有する森林を「保護林」として設定し、その保護に務めていますが、平成14年度には、新たに3箇所の保護林を設定しました。これにより、全国で824箇所、約62万2千ヘクタールの保護林が設定されています。

(生態的ネットワーク)

林野庁では、国有林野事業において、保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を通じ、生息・生育地の拡大、個体群の交流を促進し、種の保存や遺伝的な多様性の確保を図る「緑の回廊」の取り組みを進めていますが、平成14年度には新たに4箇所「緑の回廊」を設定しました。これにより、全国で17箇所、約31万ヘクタールが緑の回廊に設定されています。

国土交通省では、都市における生物の生息・生育空間や移動空間となる緑の連続による生物多様性の向上に資する「緑の回廊」の形成の効果の検証等を行っています。これを踏まえ、平成15年度から、都市の緑とオープンスペースの一体的な整備・保全の推進や公園緑地・河川・道路等の連携による水と緑のネットワークの形成の推進を図っていきます。

農林水産省では、水田、水路、ため池、周辺の雑木林など農村環境のネットワークを利用して生息している生物を保全するために、ネットワークの確保に配慮した農業農村整備事業を推進していきます。

【今後の課題】

自然公園法改正がなされ、特別地域における指定動物の捕獲規制、立入り規制地区制度や利用調整地区制度などが創設されましたが、まだこれらの指定はなされていません。科学的な調査結果を踏まえて、これらの指定を図り、保全に務めていく必要があります。

生物多様性保全上重要な地域としては、平成9年12月に公表した「生物多様性保全のための国土区分(試案)」に基づいて、平成12年10月に、国土区分の各区域の生物学的特性を示す生態系を有する地域として396地域を、区域内の環境要因の違いにより特徴づけられる重要な生態系を有する地域として1,195地域を選定した他、生物の生息・生育地として規模の大きな湿地や希少種の生息・生育する湿地などを「重要湿地500」として選定しています。これらと現状の保護地域との重複関係等の分析し、保護地域の指定や保護管理の充実に活かしていくことが必要です。

国土における生態的ネットワークの形成に資する空間要素は、森林、農地、河川、道路、公園緑地、海岸、港湾、漁港等広域かつ多岐にわたります。これらにおける生物の生息・生育空間の保全や再生の取り組みを充実させるとともに、生態的ネットワーク形成の観点からの各施策間相互の連携をさらに図っていくことが必要です。

現在、釧路湿原で実施されている自然再生事業は、関係省庁、地方公共団体等の多様な主体の連携により、流域単位での取り組みが実施されており、生態的ネットワークの形成の観点からもモデル的取り組みとしての意義を有するものと考えられます。このような事例も参考にしながらわが国にお

ける生態的ネットワークの計画手法や実現手法の開発を進めることが必要です。

(2) 里地里山の保全と持続可能な利用

【取扱方針】

持続的維持管理のため、農家や土地所有者による従来からの生産・管理活動に加え、多くの主体、例えばNPOや地域・都市住民の幅広い参加・協力を進める。

人の生活・生産活動と地域の生物多様性保全とが上手く調整されるようなシステムがそれぞれの地域において必要です。

里地里山の問題は地域の生活、文化などにもかかわる問題であり、それらの広範な問題を一体的、総合的に捉える。

農村地域においては、多様な野生生物が生息・生育できる環境との調和に配慮した農業農村整備事業等を実施する。

里山林では、身近な里山林等が持続的に利用・整備されるよう、市民の参画を得た森林整備等に対する助成を行うほか、森林の維持管理の育て親を都市住民等から募集し、森林所有者と都市住民等が連携・協力して保全・利用する体制を推進する。

農林水産業に関連する文化的景観の保護のあり方について検討する。

都市地域の里地里山等については、緑地保全地区等の指定拡大や公有地化を推進するとともに、市民緑地制度や平成13年に創設された管理協定制度を活用し、地方公共団体やNPO等の多様な主体による良好な維持管理を推進する。

里地里山の代表的な生態系のタイプ毎に市民参加のモデル事業を実施し、行政、専門家、住民、NPO等のあらゆる主体が一体となって、里地里山の保全・利用に合意形成の上取り組む。

【取り組みの状況】

平成14年4月の自然公園法改正により、国立・国定公園において、管理が行き届かなくなった里地里山等を対象に、国、地元自治体、NPO等と土地所有者とが管理協定を締結し、当該土地所有者等に代わり管理を行うことができるとする風景地保護協定制度等を創設しました。また、風景地保護協定が結ばれた場合に、当該協定地域内の土地について特別土地保有税を非課税とする措置を改正自然公園法の施行にあわせ、平成15年度から実施しています。

平地林、斜面林、屋敷林といった樹林地や、草地、水辺地等の都市に残された貴重な緑地の保全を行う緑地保全地区制度、市民緑地制度などの活用により、地方公共団体や市民等の多様な主体による都市地域における里地里山等の保全および良好な維持管理を実施しました。

里地里山には多くの天然記念物が所在しており、これらの天然記念物の適切な保存管理を通じ生物多様性の保全にも資する観点から、文化庁では現況把握調査、生息・生育環境の保全、保存管理計画の策定などの事業について、地方公共団体と連携して実施しています。

文化庁に設置された「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」において、平成15年6月12日に報告が取りまとめられ、農山漁村地域の歴史及び文化的な背景を踏まえ、産業及び生活と密接に関わり、その地域を代表する独特の土地利用の形態や固有の風土を表す景観で価値の高いものについて、各地の棚田など180箇所が文化的景観の重要地域として選定されました。

生態系等の環境に配慮した農業農村整備事業を実施するとともに、環境に配慮した施設の機能を良好に発揮させるために地域住民を交えた環境機能の維持・増進活動を支援しています。

平成14年度より森林整備地域活動支援交付金の交付を開始し、森林施業を実施する上で不可欠な地域活動を支援し、多様で健全な森林整備を推進しています。

環境省では、里地里山の特性を把握し保全の方向性を検討するために里地里山調査を実施しており、これまでに全国の里地里山を二次林のタイプ、気候帯、植生等から8ブロックに区分し、それぞれのブロックの特性や管理の緊急性、竹林の侵入や希少種等の分布について整理し、それらの結果から里地里山の保全方策について整理しています。

【今後の課題】

環境との調和への配慮を一層促進するためには、環境配慮に関する更なる技術や情報の蓄積や技術者の育成、農家等が地域住民の参加の協力を得て維持管理を行う新たな体制の確立に努めていくことが必要です。

間伐等の森林施業が十分に行われないう健全な森林の増加が危惧される中で、森林整備地域活動支援交付金等の実施を通じて民有林に対する経営意欲の増大や多様で健全な森林整備を推進していくことが必要です。

全国各地の様々な主体による里地里山の保全活動をさらに促進するために、これまで行われてきた里地里山調査を基にモデル地域を選定し、里地里山モデル事業を実施していくことが必要です。

(3) 湿原・干潟等湿地の保全

【取扱方針】

保護地域内に位置する湿地について、より効果の高い保護対策をとるなど、保全を強化する。

人為により維持されてきた湿地について、経済的な奨励措置や事業配慮を組み合わせるなど、保全手法を検討する。

生物の移動や湿地の機能を踏まえた湿地間のネットワークの形成を認識し、再生・修復の取り組みを推進する。

国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつ湿地を利用する水鳥類やウミガメ類などについて、広域的・国際的な視点から生息地の保全策を検討する。

湿地の生物相や生息・生育環境、湿地の浄化機能に関する情報など、保全のために必要な基礎的データの収集・整備を推進する。

【取り組みの状況】

湿地の自然再生として、釧路湿原（北海道）や渡良瀬遊水地（群馬県、栃木県、茨城県）、松浦川（佐賀県）における湿地の再生、荒川（東京都）、木曾三川（三重県）における河口干潟の復元、標津川（北海道）や荒川（埼玉県）における蛇行河川の復元等の自然再生事業を実施するとともに、石西礁湖のサンゴ礁再生等に係る自然再生推進のための調査を開始しました。

陸域に比べてデータが不足している浅海域の生物相や生態系の現状を把握するため、重要湿地に選定された干潟及び藻場を主な対象に自然環境保全基礎調査の一環として浅海域生態系調査を開始しました。

新しく河川環境整備事業調査費が予算化され、自然再生事業を適切に行うための生物・物理環境等の調査を行う自然再生基礎調査を河口干潟、湿地などを対象に8箇所を実施しています。

平成13年12月に公表した「重要湿地500」について、インターネット自然研究所のコンテンツの内容を新しい情報に更新するなど、重要湿地に係る普及啓発に努めました。

東京湾の干潟を対象に国土交通省と環境省が共同で「東京湾の干潟等の生態系再生研究会」を設け、干潟、藻場、浅場などの連続した生息環境の保全・再生や生物の移動・定着を可能とするネットワークの形成が重要であることなどについて、提言を行いました。また、国土交通省においても、「東京湾河口干潟保全検討会」を開催し、今後の望ましい方向性について検討を行っているところです。

文化庁は、湿地等における名勝及び天然記念物について、適切な保護管理や活用を行うための現況把握調査、衰亡した生態・植生等の復旧について、地方自治体へ補助事業等を実施しました。

採餌や越冬の生態が明らかでないウミガメ類について、環境省において、発信器の装着により行動追跡調査を実施しました。

【今後の課題】

重要湿地等の情報をもとに、保護地域内に位置する湿地についてはその特性に応じたより効果の高い保護対策をとり、保護地域化が必要な湿地については、地域の理解を得て保護地域の指定を進めるなど、保全の強化を進めるこ

とが必要です。

希少な種が生息・生育するため池や水路など人為により維持されてきた湿地については、経済的な奨励措置や事業配慮など、多様な手法を組み合わせ、地域の合意の下に湿地の特性が維持されていくことが重要であり、今後、里地里山の保全に係る検討と併せて検討を進めることが必要です。

湿地間の相互のつながり、ネットワークの形成を認識した湿地の再生・修復について、これまでに実施した自然再生事業や調査等で得られた成果や知見を活用し、さらに取り組みを進めることが必要です。

国境を越えて移動する水鳥類やウミガメ類などの動物について、より一層の知見の充実を図り、広域的・国際的な視点から生息地の保全策を講じる必要があります。

湿地の生物相や生息・生育環境など、保全のために必要な基礎的データの収集・整備を図るため浅海域生態系調査やモニタリングサイト1000等を実施するとともに、関係省庁が行う各調査について連携を図ることが必要です。

(4) 自然の再生・修復

【取扱方針】

残された生態系の保全の強化につとめることはもちろん、それに加えて、衰弱しつつある生態系を健全なものに蘇らせていくために、失われた自然を積極的に再生・修復することが必要です。

地域特性に応じて経験と実績を積み重ね、自然再生に関する知見を集約し、技術的向上を図るとともに、その普及を進める。

調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで、国だけでなく、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO、ボランティア等多様な主体の参画が重要であり、そのための様々な仕組みの活用が重要です。

釧路における実践を踏まえ、調査、計画から事業実施、モニタリングまでを含めた一連の手順を「自然再生事業・釧路方式」として取りまとめ、国内外に情報発信していくことを目指します。

【取り組みの状況】

平成14年12月に過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全、再生、創出し、またはその状態を維持管理する自然再生推進法が制定され、平成15年1月より施行されました。また、同法に基づく自然再生基本方針が、平成15年4月1日に閣議決定されています。

平成13年度より、関係省庁が連携して、釧路湿原における自然再生事業が開始されました。直線化された河川の再蛇行化や農地化された湿原の再生などを内容とする事業を、行政機関、専門家、地域のNPO、住民などの

地域の多様な主体の参画を得て、科学的な検証と合意形成を行いつつ進めているところです。

くぬぎ山地区（埼玉県）では、開発行為により損なわれた都市近郊の雑木林を再生するため、関係省庁や地方公共団体、市民、NPOとの連携・協力を得ながら自然再生事業を進めています。環境省と国土交通省が連携して補助を平成13年度及び平成14年度に実施しました。

この他に、環境省では、サロベツ湿原（北海道）、小笠原諸島（東京都）、大台ヶ原（奈良県）、石西礁湖（沖縄県）の4地区で自然再生推進計画調査を開始するとともに、蒲生干潟（宮城県）、三番瀬（千葉県）、琵琶湖（滋賀県）、ふし野川干潟（山口県）、檜原湿原（佐賀県）について自然再生に向けた調査の補助を実施しました。平成15年度は、さらに漫湖（沖縄県）などでの自然再生に向けた調査を行います。

国土交通省では、河川事業により、釧路湿原や渡良瀬遊水池、松浦川における湿地の再生、荒川（東京都）、木曾三川における河口干潟の復元、標津川や荒川における蛇行河川の復元等、地域の自主性と創意工夫を活かした自然再生事業を実施しています。平成15年度からは、河川環境整備事業調査費を新設し、自然再生事業を適切に実施するための生物・物理環境等の調査を行うこととしています。

国土交通省では、河川事業により、河川に隣接して回復可能な約3,000ヘクタールの湿地のうち、平成15年度以降の5年間で約600ヘクタールを再生する予定です。

また、国土交通省では、港湾整備事業により、回復可能な約4,000ヘクタールの干潟のうち、平成14年度までに51箇所（28港湾）で約1,200ヘクタールを再生したところです。さらに平成15年度以降の5年間でも、さらに約300ヘクタールを再生する予定です。

農林水産省では、サロベツ地区（北海道）において、湿原の保全に配慮し、自然と共生する農業を実現するため、平成14年度から自然再生に向けた調査を開始しています。

【今後の課題】

自然再生事業の中には、複数の省庁が連携して実施しているものもありますが、平成15年以降に実施される自然再生事業については、自然再生推進法の枠組みの活用も図りつつ、各省庁の連携を一層進めていくことが必要です。

自然再生事業は、始まったばかりの事業であり、経験と実績の積み重ねも少ないため、知見の収集や技術の向上は、これからの課題となります。環境省の実施する自然再生基本調査や各省庁が行う調査、各研究機関の研究などを通じて、自然再生に係る調査研究を進めていくことが必要です。

自然の劣化等の進行状態を的確に把握し、早い段階でこれに対処するため、

モニタリングサイト1000や各省庁が実施する調査について、これに対応できる内容とすることが必要です。

自然再生推進法では、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずること、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のための必要な措置を講ずること、自然再生に関する情報を適切に提供するように務めること、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興を図ることなどを求めており、これらの措置をより具体的に講じ、同法に基づき自然再生の推進を図っていくことが必要です。

(5) 野生生物の保護管理

【取扱方針】

種の絶滅の回避のため、国内希少種や生息地等保護区指定の推進するとともに、保護増殖事業を強化する。さらに絶滅を未然に回避する予防的措置を展開する。

猛禽類保護への対応として、情報整備や調査を実施する。個別の種に関し、対応指針の作成、生息環境等の保全の考え方の検討など総合的対策を検討する。

海棲動物の保護と管理として、ジュゴンについて広域的な調査を実施し、その結果を踏まえ、全般的な保護対策を早急に推進する。

地域的に著しく増加又は減少している特定の鳥獣の個体群について、目標の科学的な設定や、保護管理の総合的・計画的な展開などにより、科学的・計画的な個体群管理システムを確立する。

移入種（外来種）問題への対応として、移入種の定着状況調査と要注リストの早急な作成、ペット等国内での移入種の利用に先立つ影響評価と利用の制限、輸入実態の把握と水際での管理の検討、飼育動物の管理の徹底など取り組みを推進する。

【取り組みの状況】

種の絶滅の回避のための取り組みとして、レッドデータブックの改訂・公表を行うとともに、平成14年度レッドリストの見直しに向けて検討作業を開始しました。

平成14年度にスイゲンゼニタナゴ等5種を国内希少野生動植物に指定するとともに、生息地保護区の指定、保護増殖事業計画の新たな策定に向けた作業を行いました。

野生生物の生息環境として重要な藤前干潟、宮島沼を国設鳥獣保護区に指定するなど保護地域の指定を行いました。

猛禽類保護への対応として、オオタカについては平成12～14年度に、全国

の生息分布や生態特性の把握のための調査を実施し、猛禽類の生態等に関する知見の集積を図りました。

海棲動物の保護と管理のために、「ジュゴンと藻場の広域的調査」を実施したことにより、ジュゴンに関する科学的知見の集積を図りました。

特定鳥獣保護管理計画制度について、引き続き都道府県の計画策定や見直しのための補助を行い、科学的・計画的な保護管理の推進を図りました。

移入種対策として、奄美大島など早急に対応が求められる地域を対象にマングース等の駆除を引き続き行うとともに、中央環境審議会への諮問により、必要な法制度の整備を目指した検討を行いました。また、国立公園内における移入種対策として、グリーンワーカー事業等による移入種の除去作業等を実施しました。

【今後の課題】

種の絶滅の回避のため、レッドリストの見直し、及び、そのために必要な情報収集を行うこと、希少野生動植物の保護を更に進めるために、希少野生動植物種の指定、生息地保護区の指定、保護増殖事業等を推進を図ることが課題です。また、絶滅を未然に回避する予防的措置を展開する必要があります。

猛禽類の保護と管理については、現在実施している調査により、猛禽類の生態等に関する知見の集積が図られる見込みであり、当該知見を踏まえ保護指針の改定について検討する必要があります。

海棲動物の保護としては、ジュゴンの調査を実施し、その結果を踏まえ、全般的な保護対策を早急に進める必要があります。また、アザラシ類に関しては調査を行い生息状況等に関する知見を収集する必要があります。さらに、日本周辺の海鳥の生息状況を把握するために、効果的・継続的に情報の集積を可能とする調査・情報収集の仕組みを構築することが課題です。

鳥獣の保護管理については、我が国の社会の変化に対応して、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護及び狩猟のあり方について検討を進める必要があります。また、深刻な農林業等への被害対策として、鳥獣の保護管理の推進を強化する必要があります。カワウなど広域的観点から管理を行う必要がある鳥獣について、保護管理の方針を検討することが課題です。

移入種対策に関しては、早急に対応が求められる地域において引き続き駆除事業等を実施する必要があるとともに、移入種対策の制度化に向けた取り組みを行うことが必要です。

(6) 自然環境データの整備

【取扱方針】

生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究について、引き続きその推進を図る。

全国1,000箇所程度の定点（モニタリングサイト）を国が設定するなど、動植物や生息・生育環境の長期的なモニタリングを展開する。

開発や汚染の影響を受けやすい浅海域を中心に、海域における生物、生態系情報を本格的に整備する。

生態系の量的把握を充実するため、全国的な植生現存量・生産量の把握や、主要な野生動物に関する徹底的な調査に向けた手法の検討・開発を行う。

リモートセンシングやIT技術を活用したデータ収集・公開、遺伝子解析や保存等新技术を活用した調査手法開発、GISを活用した情報整備等を推進する。

野生生物目録や分布・生態データの蓄積、標本資料の収集・保管など、基礎情報整備等の着実な推進を図る。

情報共有データベースの構築やメタデータの作成・公開を進め、情報交換の仕組みを整備する。

【取り組みの状況】

全国の森林、草原、里地里山、湿原、都市、干潟、藻場、サンゴ礁等を対象にして、生態系の劣化を把握するとともに量的な調査を行う「モニタリングサイト1000」について、その考え方を整理し、平成15年度からの調査実施の準備を行いました。

環境省生物多様性センターを中心として、全国2万5千分の1の現存植生図の更新、野生動植物の分布現況を把握する種の多様性調査、重要湿地に選定された干潟及び藻場を主な対象とした浅海域生態系調査等の自然環境保全基礎調査を実施しました。

国土交通省では、平成2年度から開始された「河川水辺の国勢調査」について、魚類で2,659箇所、底生生物で1,578箇所、鳥類で3,702箇所、陸上昆虫で1,262箇所、両生類・は虫類・ほ乳類で982箇所を調査した2巡目の調査結果をとりまとめ公表するとともに、引き続き、調査を実施しています。

林野庁では生物多様性、森林生態系の生産力及び炭素循環への森林の寄与等の変化を把握するため、約15,700箇所の固定プロットで「森林資源モニタリング調査」を実施しています。平成11年度から15年度を一巡目とし、平成16年度以降も調査を実施していきます。

農林水産省と環境省が連携し、平成13年度から水田及びその周辺域の生態系を把握することを目的として、魚類は2,948箇所、カエルは698箇所「田んぼの生きもの調査」を行っており、結果をインターネットで公表しています。自然環境保全基礎調査により得られた成果について、データベースを整備するとともにインターネットにより情報を提供する生物多様性情報システムを充実、広く活用されているところです。また、国土交通省においては、河川水辺の国勢調査の結果について、河川環境データベースとしてインターネッ

トで公表を行っています。

国内に分散している生物多様性情報の所在を明確にするるとともに検索を容易にするクリアリングハウスメカニズムについて、その構築に向けた準備を環境省において進めました。

【今後の課題】

モニタリングサイト1000について、平成15年度から設定し、動植物や生息・生育環境の長期的なモニタリングを効率的かつ効果的に展開することが必要です。

生態系の量的把握を充実するため、全国的な植生現存量・生産量の把握や、主要な野生動物に関する徹底的な調査に向けた手法検討・開発に取り組むことが必要です。

G I S（地理情報システム）を活用して、個別調査項目を重ね合わせて分析するなど、各地域の動植物相等の関連データの統合的把握が可能となるよう、情報整備・処理システムの改良を進めることが必要です。

生物多様性の基礎情報である野生生物目録や分布・生態データの蓄積、標本資料の収集・保管及び情報整備等を着実に進めることが必要です。

国、地方、N P O等の各セクターにおけるデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換等を進めるための連絡組織等の構築を図るとともに、情報共有データベースの構築やメタデータの作成・公開を進め、情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム）を整備することが必要です。

リモートセンシングやI T技術を活用したデータ収集・公開の効率化、遺伝子解析や保存等新技术を活用した調査手法開発を進めることが必要です。

地域における調査研究機関、博物館の設置や充実を支援するとともに、これら機関に属する専門家等の交流やネットワークの強化を図ることが必要です。

海外も含めた研究機関、行政機関、N G O、専門家及び市民の広範なネットワーク形成を図りつつ、生物多様性保全に向けた調査研究及び自然環境データの整備や情報共有を進める中心的拠点として、生物多様性センター、各地の野生生物保護センター等の組織・機能の充実に努めることが必要です。

（ 7 ）効果的な保全のための様々な手法の活用と環境アセスメントの充実

【取扱方針】

生物多様性の保全について、社会経済活動における環境配慮を徹底するために、保全・配慮指針や基準の策定、生態的・工学的配慮技術や手法の確立、助成や税制措置などの経済的な奨励措置等の様々な手法を活用する。

環境アセスメントに関して、自然環境保全のために必要な基礎的データの整備、影響の予測手法や環境保全措置のための技術的・制度的手法の向上等の取り組みを通じて、制度をより効果的に機能させる。

個別の事業の計画、上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行う。

【取り組みの状況】

引き続き2万5千分の1植生図の作成を行うなど自然環境保全基礎調査において重要地域に関する情報や評価の指標となる生物と環境の変動に関し、継続的に自然環境保全のために必要な基礎データの整備を進めました。

環境影響の予測手法や影響の回避・低減・代償措置を含む環境保全措置（ミティゲーション）のための技術的・制度的手法の向上に関し技術検討を実施しました。

市民、NGO、事業者、地方公共団体等に対して、環境影響評価の実施に必要な情報の提供や技術的支援を行うため、環境影響評価情報支援ネットワーク（ホームページ）の運営、シンポジウムの開催、環境影響評価に関する研修に対する職員の派遣等普及啓発、人材育成を行いました。

「戦略的環境アセスメントの効果的な実施のために～各国の事例に学ぶ～」と題した国際シンポジウムを開催するとともに、「戦略的環境アセスメント」と呼ばれる仕組みや、我が国の一部地方公共団体における計画段階での環境配慮の取り組みも参考に上位計画での環境配慮のあり方を検討しました。

【今後の課題】

生物多様性の保全のため、保護地域指定等のいわゆるゾーニングのほかに、社会経済活動における環境配慮を徹底するための様々な手法について、さらに検討を進め、実効性を確保することが必要です。

客観的・定量的な生物多様性の評価を可能とするため、生態系の定量的評価手法に関する調査・研究を行うとともに、上位計画等における環境配慮を行うため戦略的環境アセスメントについて検討を行います。

（８）国際的取組

【取扱方針】

アジア地域において生物多様性条約等に基づく国際プログラムを推進するため、生物多様性や生態系に関する基礎的情報の整備に協力する。

渡り鳥及びその生息環境である湿地の保全や希少種の保護等については、アジア地域等の関係諸国が協力しながら生物種・生態系を保全する。

人類の生存に不可欠な生物資源の持続可能な利用のため、国際的な取り組みに積極的に貢献することに併せ、開発途上国における熱帯林を始めとした森林の持続可能な経営の推進を支援する。

地域住民の環境意識や生活福祉の向上を図り、住民の社会的取り組みを促す事により地域社会の貧困削減に寄与する活動を進める。

【取り組みの状況】

平成14年からアジアオセアニア地域における生物多様性の減少の解決のための世界分類学イニシアティブ(GTI)に関する研究を国立環境研究所等において実施しています。9月には生物多様性条約事務局の承認のもとマレーシアでGTI地域ワークショップを開催しました。

地球規模生物多様性情報機構(GBIF)において生物標本等国内資料のデータベース化を進めるなど積極的に参画しました。

酸性雨による生態系等への影響を未然に防止するための東アジア地域共同の取り組みである東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)への活動支援を行いました。

アジア太平洋地域環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)とミレニアム生態系評価(MA)の合同ワークショップを開催し、流域における水管理に関連するモニタリング手法等について検討しました。

国際協力事業団(JICA)によるインドネシア生物多様性保全計画は、平成15年6月にフェーズが終了し、終了時評価の結果、動物標本収蔵システムの確立、生物多様性情報システムの構築、モデル公園における環境教育プログラムの展開、希少種保護計画の策定などの成果が確認されました。

平成14年3月に石垣島において地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域海地域会合を開催した他、平成15年10月にはマレーシアにおいて、国際機関と協力し、アジア太平洋地域のサンゴ礁保全に関するワークショップを開催すべく準備・調整を進めている等、アジア太平洋地域のサンゴ礁の保全に積極的に参画している。

ヨハネスブルグサミットにおいて、生物多様性に関するパートナーシッププログラムとして「重要生態系(ホット・スポット)の保全」及び「東アジア～オーストラリア地域における渡り鳥生息地の保全」の二つを登録しました。ヨハネスブルグ・サミットにおいて、インドネシア等と協力して、アジアの持続可能な森林経営の促進を目的とする「アジア森林パートナーシップ(AFP)」を発足させ、昨年11月に第1回会合を日本で、また、本年7月には第2回会合をインドネシアで開催しました。

平成15年6月、「日インドネシア違法伐採対策協力共同発表及び行動計画」に署名しました。

我が国が昨年6月にクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金(CEPF)に参加して以降、既に援助方針書(Ecosystem Profile)が作成されている重要生態系での保全事業への助成のほか、新たに中国、南アフリカ及びナミビアの重要生態系を対象とする事業への助成を開始し、南アフリカの重要生態系保全の援助方針書の作成等を行いました。

スペインで開催されたラムサール条約第8回締約国会議において、藤前干潟(愛知県名古屋市)と宮島沼(北海道美唄市)が登録され、日本の条約登録湿地は13箇所、84,089ヘクタールとなりました。

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の

担保法案であるカルタヘナ法案を第156回通常国会へ提出し、平成15年6月に公布されました。

我が国の環境協力の理念・方針と今後の協力の柱となる行動計画を改めて取りまとめた持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ(EcoISD)を公表しました。

マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力において、これまでに地域住民の環境意識啓発を支援する住民参加型のワークショップの実施、環境教育用資料の作成、野生生物管理に必要なモニタリング体制の構築等を行いました。

【今後の課題】

生物種や生態系の保全については、引き続きエコシステムアプローチの考え方を取り入れつつ積極的に支援するとともに、アジア地域等において生態的ネットワークを形成していくことが必要です。

地球温暖化、海洋環境汚染、酸性雨など国境を越えた地球環境問題は、世界の生物多様性にも大きな影響を及ぼすことから、これらの関連の深い分野の国際的取り組みと連携を強めていくことが不可欠です。

極めて生物相の豊かな生態系が分布する途上国に対して、我が国が培った技術や経験を最大限に活かし、途上国の自助努力を支援し、政府や地域住民の環境意識や生活の向上を支援するプロジェクトを進めていくことが必要です。

アジア地域の重要生態系を対象とするCEPFの援助方針書の作成が進められる予定であることから、NGOも含めた同地域の生物多様性保全プロジェクトの更なる連携を図っていくことが重要です。

5. 具体的施策の展開に関する点検結果（個票）

新国家戦略第4部では、第3部で示された取扱方針を受けた具体的施策の展開について、国土の空間特性、土地利用に応じた関連省庁の施策、野生生物の保護管理等横断的施策、調査研究、人材育成、等の基盤的施策を記述しています。

これらの具体的施策としては、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議に参画する各省庁が具体的に実施し又は実施に向けた準備を行っているものが掲げられています。多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、今回の点検では、各省庁の自主的点検において、共通の様式を定めて個票を用いて実施することといたしました。なお、生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から一定の進展があったものとして各省庁が点検したものを記載しています。

今回の点検において、平成14年度以降に大きな進展のあった特筆すべき施策

の進捗状況は、次のとおりです。詳しくは個票に記載しています。

(1) 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策

森林・林業

生物多様性の保全等の森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備地域活動支援交付金を通じて森林施業を実施する上で不可欠な地域活動を支援し、適切な森林整備を推進するとともに、平成14年度には、新たに保護林3カ所と緑の回廊4カ所を設定するなど、生態系の保全及びネットワークの確保を図りました。また、林業及び木材産業の活性化を図ることにより、生物多様性などの森林のもつ多面的機能の高度発揮の確立に資するため、木材の有効利用等を推進しました。

農地・農業

市町村が地域における将来の望ましい農村環境の姿を展望した「田園環境整備マスタープラン」を作成し、これに基づき生態系等の環境に配慮した農業農村整備事業を実施しています。事業の実施に際しては、調査・計画段階から地域住民や専門家の意見を聴取する体制の整備を図りました。また、自然とのふれあい空間の整備、市民農園の整備等による都市と農村の交流の促進等を行っています。

都市・公園緑地・道路

良好な自然的環境が消失し、環境の保全・再生を積極的に図るべき地域において、環境の向上に資する良好な緑地の整備を行う自然再生緑地整備事業を平成14年度に創設し、都市における自然再生、多様な生物の生育生息基盤の確保等を推進しています。また、道路整備においても、樹木による道路のり面等の緑化等を促進しています。さらに、公共用水域の水質改善を図り、良好な水環境の保全・再生に資するため、下水道の普及促進、高度処理等を推進します。

河川・砂防・海岸

平成14年度から環境を主目的に事業を実施する自然再生事業を新たに創設しました。この事業により、釧路湿原の保全や荒川の旧河道の復元などに取り組んでいます。また、平成15年度からは、河川環境整備事業調査費を新たに創設し、自然再生事業を適切に実施するための生物・物理環境等を把握する自然再生基礎調査等を行っています。

港湾・海洋

生物多様性の確保に重要な役割を果たしている干潟、浅場、藻場などの保全再生を、三河湾や尾道系崎港などこれまで全国51箇所で行っています。

また、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき平成15年2月に定められた「有明海及び八代海の再生に関する基本方針」を

踏まえ、有明海及び八代海の再生への取り組みを推進しています。

漁業

海洋生物資源の科学的根拠に基づいた適正な保全と持続的な利用を図るため国際機関その他の国際的な枠組みへの協力及び資源調査等の推進を図った。

自然環境保全地域・自然公園

この分野では、自然公園法が改正され、生物多様性の確保の視点が盛り込まれたことが特筆できます。その内容は、特別地域において環境大臣の指定した動物の捕獲規制を可能にしたこと、人間の利用をコントロールするため、立入り規制地区や利用調整地区などの制度を設けたことなどがあげられます。この他、新国家戦略を受けて、自然公園等事業により、失われた自然環境を取り戻す自然再生事業に着手しています。

名勝・天然記念物

文化庁においては、名勝・天然記念物について、現況把握調査、生息・生育環境の保全等の事業について、地方公共団体と連携し、生物多様性の保全に努めております。また、文化庁に設置された「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」において、平成15年6月に報告が取りまとめられました。この報告において、農山漁村地域の歴史及び文化を背景として、伝統的産業及び生活と密接に関わり、その地域を代表する独特の土地利用の形態や固有の風土を表す景観で価値の高いものについて、文化的景観の重要地域を180箇所選定しました。

(2) 横断的施策

野生生物の保護と管理

生態系の攪乱など悪影響がある捕獲個体の放置を規制するとともに、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼育禁止等を定めた鳥獣保護法の改正を行いました。

移入種対策の措置のあり方については、現在、中央環境審議会において審議が行われています。また、化学物質関係では、化学物質審査規制法を改正し、生態系への影響を考慮する観点から動植物への毒性を化学物質の審査項目に追加しました。

生物資源の持続可能な利用

平成14年12月に、わが国を中心としたIRGSP（国際イネゲノム塩基配列解読プロジェクト）が、イネゲノム塩基配列のうち重要部分の高精度解読を終了し、本年7月には、世界に先駆けて約3万2千種類のイネ完全長cDNAの塩基配列解読を達成しました。遺伝資源の保存の分野では、ナショナルバイオリソースプロジェクトの着手などの取り組みが進められています。遺伝子組換え生物の利用の安全性確保の分野では、カルタヘナ法が本年6月に成立しています。

自然とのふれあい

自然とのふれあいの場の整備に関し、国立・国定公園内における補助事業については、従来、整備に対する補助を行っていましたが、先行的にきめ細かな整備内容、工法への配慮や環境保全への配慮を検討するため、都道府県に調査費の補助を開始しました。

動物愛護・管理

ペット動物等の飼養保管に関する基準を見直し、平成14年5月、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を定めました。従来の基準は、犬とねこだけが対象でしたが、この新基準では、新たに哺乳類、鳥類、爬虫類動物を対象とし、飼い主は飼養動物の逸走、放し飼い等により、自然環境保全上の問題が生じないように配慮を求めています。

(3) 基盤的施策

生物多様性に関する調査研究・情報整備

生態系や生物相について情報が不足している藻場・干潟等浅海域における生態系調査を自然環境保全基礎調査の一環として開始するとともに、国土レベルで生物多様性の劣化を早期に把握し対策を講じるため、全国1000箇所程度のモニタリングサイトの設置について検討を進めています。また、地球環境研究総合推進費等を用いて生物多様性の減少に関する各種調査研究活動も進められました。

教育・学習、普及啓発及び人材育成

環境保全への理解と取組の意欲を高めるには、環境教育の推進や体験の機会の提供、情報の提供が重要です。環境教育を推進し、環境保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的に、これを担う人材育成の制度の認定などを内容とする「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年7月に制定されています。

経済的措置等

相続財産の適正評価については、平成14年4月に森林法の一部改正法が施行されたことに伴い、公益的機能別施業森林（水土保持林及び森林と人との共生林）の区域内の山林及び立木は、森林施業計画が定められている場合、水土保持林では2割、森林と人との共生林（皆伐できる場合を除く）では4割を乗じて計算した金額を控除した金額により評価されるようになりました。

国際的取組

ラムサール条約登録湿地として、藤前干潟、宮島沼の2地区が登録され、わが国の登録湿地は13箇所となっています。

6. まとめ

新国家戦略の策定以降のこの1年間に、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした自然再生推進法や環境保全の意欲の推進や環境教育を推進することを目的とした環境保全活動・環境教育推進法が新たに制定されるなど自然環境施策について新たな枠組みが整備されたといえます。

両法律とも、民間団体による取り組みに対して、国及び地方公共団体が支援するだけでなく、連携してこれに取り組むための枠組みを定めており、民間団体との連携・協力体制の強化が施策においても求められるようになってきているといえます。

しかしながら、このような取り組みについては始まったばかりでもあり、今後、自然再生推進法等の運用において、ノウハウや知見を得つつ、展開していく必要があります。

今回の点検は、各省庁が自主的に点検し、これをまとめることにより行っています。しかしながら、本点検からもわかるように、各省庁が連携して自然環境の保全・再生に取り組むようになってきており、このような連携型の取り組みについてどのように点検を実施していくのか等、今後の点検を進めていく上での課題も明らかになったと言えます。

従来は、国家戦略の点検を単独で行っていましたが、今回からは、新国家戦略の点検結果が、第2次環境基本計画の点検に反映されるよう、環境基本計画の点検作業と連携して実施しています。それぞれの環境施策が個別ばらばらに点検されず、一定の枠組みの中で連携して実施されることは評価できると考えています。